

目次

本テキストは、原則として2020年4月1日時点の法令に基づいて編集したものです。

Contents

第1章 相続の概要	12
第1節 親族	12
1. 親族の種類	12
2. 親等	12
3. 親族の範囲	13
4. 親族関係の発生	13
5. 婚姻	14
6. 離婚	15
7. 内縁	16
8. 実子	16
9. 養子	16
第2節 民法における相続の考え方	17
1. 相続の定義	17
2. 民法における相続と相続税法の異同	18
第3節 相続の開始	18
1. 相続開始の原因、場所	18
2. 相続開始後のスケジュール	19
第4節 相続人	20
1. 法定相続人の範囲	20
2. 法定相続人と相続人の違い	20
3. 相続人の順位	20
4. 配偶者	21
5. 相続欠格者、相続人の廃除	21
6. 相続人の不存在の場合	22
第5節 相続財産の承継	22
1. 相続できる財産と相続できない財産	22
2. 積極財産と消極財産	22
3. 民法・相続税法上の「みなし相続財産」	23
第6節 相続分	23
1. 指定相続分	23
2. 法定相続分	23
3. 特別受益と寄与分	28

第7節 相続の承認と放棄	30
1. 単純承認	30
2. 限定承認	31
3. 相続放棄	31
第8節 遺贈	32
1. 遺贈の概要	32
2. 遺贈の承認・放棄	33
3. 死因贈与	33
4. 「相続させる」遺言と「遺贈する」遺言との違い	33
第2章 遺産分割協議	37
第1節 共同相続人と遺産分割協議	37
1. 指定分割と協議分割	37
2. 分割方法の種類	38
第2節 紛争になった場合の手続き	39
1. 調停分割	39
2. 審判分割	39
第3節 遺産分割協議書	40
1. 遺産分割協議書の記載事項	40
2. 相続に関する手続きの実務(名義変更など)	40
第3章 遺言とその活かし方	43
第1節 遺言の効用	43
1. 遺言の意義	43
2. 遺言の必要性	43
第2節 遺言の種類と特徴	44
1. 遺言能力	44
2. 遺言の種類	44
3. 普通方式遺言の特徴	45
第3節 遺言のできること(遺言の内容、撤回など)	48
1. 遺言事項	48
2. 遺言執行者	49
3. 遺言の取り消し(撤回)	49
第4節 遺言書の保管と検認手続	50
1. 遺言書の保管	50
2. 遺言書の開封と検認	50
第5節 遺言信託(商品)	50

第6節 遺留分	51
1. 遺留分の意義	51
2. 遺留分権利者	51
3. 遺留分の放棄	51
4. 遺留分算定の基礎となる財産	51
5. 遺留分の割合	51
6. 遺留分侵害額請求権	51
7. 遺留分侵害額請求権の時効	52
第7節 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律	53
1. 法律制定の経緯	53
2. 納税猶予制度	53
3. 金融支援措置	54
4. 遺留分の特例	54
第4章 成年後見制度	56
第1節 成年後見制度	56
1. 成年後見制度とは	56
2. 成年後見制度の目的	56
第2節 法定後見制度	57
1. 3つの類型	57
2. 「後見・保佐・補助」開始の審判の申立権者	58
3. 成年後見人等の資格	58
4. 後見監督人等	58
5. 法定後見の任務の終了	58
第3節 任意後見制度	60
1. 任意後見契約	60
2. 任意後見契約の利用形態	62
3. 任意後見契約の公正証書の作成手数料(公証人法等)	62
4. 任意後見人の職務・報酬	62
5. 任意後見監督人の選任の申し立て	63
6. 任意後見監督人の職務・報酬	63
7. 法定後見と任意後見の調整	63
8. 任意後見契約の終了	63
第4節 成年後見登記制度	64
1. 法定後見の登記	64
2. 任意後見の登記	64
3. 終了の登記	64
4. 登記事項証明書	65

第5章 相続税の仕組み	67
第1節 相続税の特徴	67
1. 相続税とは	67
2. 相続税の持つ機能	67
3. 相続税の課税方式	67
第2節 相続税の計算の流れ	68
第6章 国内・国外財産に対する相続税の課税	71
第1節 納税義務者と課税範囲	71
1. 納税義務者	71
2. 財産の所在	73
第7章 相続税の課税価格	78
第1節 相続税の課税価格の計算	78
第2節 相続税の課税財産・非課税財産	79
1. 本来の相続財産	79
2. みなし相続財産	79
3. 生前贈与加算(相続開始前3年以内に被相続人から贈与を受けた財産)	80
4. 相続税の非課税財産	81
5. 債務控除	83
第8章 相続税の計算	88
第1節 相続税の総額の計算	88
1. 相続税の総額	88
2. 遺産に係る基礎控除額の計算	90
第2節 各相続人等の納付すべき税額の計算	96
1. 各相続人等の納付すべき税額	96
2. 各相続人等の算出税額の計算	97
3. 加算と税額控除	97
4. 税額控除等の順序	103
第9章 相続税の申告・納付	111
第1節 相続税の申告	111
1. 申告書の提出	111
2. 申告手続のスケジュール	114
第2節 相続税の納税	116
1. 納税方法の種類	116
2. 納付期限	116
3. 延滞税	116

第3節 相続税の延納	116
1. 適用要件	116
2. 担保の種類と評価	117
3. 延納の申請期限	117
4. 延納期間と利子税	117
5. 特定物納制度(延納から物納への変更)	118
第4節 相続税の物納	119
1. 物納の流れ	119
2. 適用要件	120
3. 物納できる財産	120
4. 物納できない財産	121
5. 物納申請の許可に係る審査期間	121
6. 物納に係る利子税	121
7. 収納価額	121
8. 物納の撤回	122
9. 超過物納	122
第5節 相続税の連帯納付義務	123
1. 相続人または受遺者が2人以上ある場合の連帯納付の義務	123
2. 被相続人が納付すべき相続税の連帯納付	123
3. 連帯納付義務を負わない場合	123
第6節 個人版事業承継税制	124
1. 個人版事業承継税制	124
第7節 相続税額の取得費加算	125
1. 相続税額の取得費加算(所得税・住民税の規定)	125
第8節 所得税の準確定申告書	125
第9節 税務調査に基づく申告	126
1. 相続税の税務調査	126
2. 更正等の期間制限	127
3. 徴収権の消滅時効	127
第10章 贈与税	128
第1節 贈与契約	128
1. 贈与の仕組み	128
2. 贈与の契約種類	129
第2節 納税義務者と課税範囲	129
1. 無制限納税義務者	130
2. 制限納税義務者	130
第3節 贈与税の課税財産・非課税財産	131
1. 本来の贈与財産	131
2. みなし贈与財産	131

3. 非課税財産の範囲と内容	134
第4節 贈与税の計算	134
1. 贈与税の課税価格の計算	134
2. 贈与税の計算	134
第5節 贈与税の申告と納付	139
1. 申告書の提出	139
2. 申告の修正	139
3. 納付・延納	140
4. 贈与税の連帯納付義務	140
5. 個人版事業承継税制の創設	140
第6節 贈与税の配偶者控除	141
1. 贈与税の配偶者控除の趣旨	141
2. 贈与税の配偶者控除の適用要件	141
3. 生前贈与加算との関係	141
4. 店舗併用住宅の場合	141
第7節 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例	145
1. 非課税限度額	145
2. 受贈者の要件	145
3. 対象となる家屋等の要件	146
4. 暦年課税の基礎控除、相続時精算課税制度の特別控除との併用	146
5. 生前贈与加算との関係	146
第8節 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置	147
1. 制度の概要	147
2. 教育資金の範囲	147
3. 適用手続等	148
4. 契約期間中に贈与者が死亡した場合の手続き	148
5. 教育資金口座に係る契約の終了時の扱い	148
第9節 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置	149
1. 制度の概要	149
2. 適用手続等	149
3. 結婚・子育て資金管理契約の終了時の扱い	150
第11章 相続時精算課税制度	152
第1節 相続時精算課税制度の仕組み	152
1. 相続時精算課税制度の内容	152
2. 適用対象者	152
3. 適用対象となる財産等	153
4. 適用手続	153
5. 相続時精算課税制度における贈与税額の計算	153
6. 相続時精算課税制度における相続税額の計算	155

第2節 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例	157
1. 概要	157
2. 受贈者等の要件	157
3. 対象となる家屋等の要件	157
第12章 相続財産の評価	159
第1節 預貯金・公社債・上場株式等の相続税評価額	159
1. 預貯金	159
2. 公社債	160
3. ゴルフ会員権	161
4. 上場株式	162
5. 証券投資信託受益証券	162
6. 外貨の換算	162
第2節 宅地の評価単位	166
1. 利用単位と画地	166
第3節 路線価方式と倍率方式	170
1. 路線価方式	170
2. 倍率方式	175
第4節 宅地の相続税評価額	177
1. 自用地の評価額	177
2. 借地権の評価額	177
3. 貸宅地の評価額	178
4. 貸家建付地の評価額	178
5. 貸家建付借地権の評価額	179
6. 使用貸借による評価	179
第5節 相当の地代を収受している場合の土地の相続税評価額	183
1. 相当の地代	183
2. 相当の地代を収受している場合の貸宅地の評価	183
3. 「土地の無償返還に関する届出書」が提出されている貸宅地(賃貸借)	184
第6節 定期借地権等の相続税評価額	185
1. 定期借地権の評価額	185
第7節 農地の相続税評価額	186
1. 農地の評価額	186
第8節 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例	188
1. 特例の内容	188
2. 特例の対象となる限度面積	188
3. 適用対象宅地等と要件	190
4. 適用要件	193
第9節 建物等の相続税評価額	200
1. 自家用屋の評価	200

2. 貸家の評価	200
3. 建築中の家屋の評価	200
4. 付属設備等の評価	200
第13章 事業承継	202
第1節 取引相場のない株式の評価の手順	202
1. 事業承継の全体像	202
2. 取引相場のない株式	203
第2節 自社株の評価方法	203
1. 類似業種比準価額方式	203
2. 純資産価額方式	204
3. 会社規模ごとの原則的評価方式	205
4. 特例的评价方式(配当還元方式)	206
第3節 株主区分の判定	207
1. 同族株主の判定	207
2. 会社規模の判定	210
3. 特定会社等の判定	212
4. 種類株式	213
第4節 自社株の株価引き下げ対策	215
1. 類似業種比準価額の引き下げ対策	215
2. 純資産価額の引き下げ対策	216
3. 評価方法の変更による効果	218
4. 類似業種比準価額の引き下げ対策と純資産価額の引き下げ対策の比較	219
第5節 自社株の移転対策	221
1. 株式移転に伴う課税関係	221
2. 移転方法	221
3. 株式公開(IPO)	223
4. 会社の清算とM&A	223
第6節 納税資金対策	224
1. 役員退職金の活用	224
2. 被相続人の相続財産を同族会社へ売却	225
3. 自社株の発行法人への売却(金庫株)	225
4. 自社株の物納	226
第7節 非上場株式等についての相続税の納税猶予制度	227
1. 概要	227
2. 適用要件	228
3. 納税が猶予される相続税などの計算方法	229
4. 納税猶予期間中の手続き	229
5. 猶予されている相続税の納付が免除される主な場合	230

第8節 非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度	231
1. 概要	231
2. 適用要件	232
3. 納税が猶予される贈与税などの計算方法	233
4. 納税猶予期間中の手続き	233
5. 猶予されている贈与税の納付が免除される主な場合	233
第9節 遺留分に関する民法の特例制度	234
1. 特例制度の背景	234
2. 遺留分による紛争や自社株式の分散を防止するための対応策	234
3. 適用要件	235
第14章 会社法、民法改正など	236
第1節 会社法	236
1. 会社の種類	236
2. 株式会社の機関	236
第2節 M&A	238
第3節 民法改正事項	239
1. 配偶者の居住権を短期的に保護するための方策 (配偶者短期居住権)	239
2. 配偶者の居住権を長期的に保護するための方策 (配偶者居住権)	240
3. 長期間婚姻している夫婦間で行った居住用不動産の贈与等を保護するための施策 (特別受益の持ち戻し免除の意思表示の推定)	241
4. 相続された預貯金債権の仮払い制度について	243
5. 相続開始後の共同相続人による財産処分について	244
6. 自筆証書遺言に関する見直し	245
7. 自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の創設	245
8. 遺留分制度の見直し	246
9. 相続の効力等に関する見直しについて	247
10. 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策 (特別寄与料制度)	248

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(復興財源確保法)に基づく復興特別所得税、並びに、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」(地方財確法)に基づく「個人の道府県民税及び市町村民税の税率の特例」(個人住民税の均等割加算)については、本書では特に断りのない限り、考慮しないものとする。

この章のポイント

- 親族、婚姻、親子関係は民法に定めがあり、内縁など事実上の結びつきとは、考え方が異なる。
- 民法では公平の理念が、相続税法では円滑な強制的徴収の理念があり、養子の数においては、民法には制限がないが、相続税法では原則2人までである。
- 相続開始は、被相続人の死亡時であり、失踪宣告の場合は原則失踪時から7年経過したときである。
- 相続人は相続発生後3カ月以内に限定承認や相続放棄の手続きを取ることができ、何もしなければ単純承認となる。放棄をすると、相続の初めから相続人ではなかったこととなる。
- 特別受益制度とは、共同相続人中に被相続人の生前に贈与等を受けた者がいる場合、贈与分を持ち戻し計算する制度である。
- 寄与分制度とは、共同相続人中に被相続人に特別な寄与をして財産を維持・拡大させた者がいる場合、その寄与を控除して計算する制度である。

第1節 親族

1. 親族の種類

(1) 親族

親族には血族、配偶者および姻族がある。その他、親族に関する言葉を説明する。

- ① 血族には、血縁のある者（自然血族）と血縁と同視される者（法定血族）とがある。
自然血族は親子・兄弟姉妹等であり、法定血族は養子縁組により生じる養子と養親、その血族との間の血族関係である。
- ② 姻族とは、夫婦の婚姻により生じる配偶者の一方からみた他方の血族の関係である。例えば、自分と自分の妻の両親、自分と自分の兄の配偶者は姻族関係にある。なお、配偶者の一方の血族と他方の血族（例えば、自分の両親と自分の妻の両親）とは互いに姻族関係はない。
- ③ 配偶者とは、婚姻によって夫婦となった者の一方からみた他方である。夫からみれば妻が配偶者、妻からみれば夫が配偶者である。配偶者は血族でも姻族でもなく、親等もない。
- ④ 血族関係の中で、血統が直下する形でつながっているものを「直系」という。例えば、父母と子、祖父母と孫は「直系血族」である。
これに対し、共同の始祖より直下する、血統が共同始祖からつながっているものを「傍系」という。例えば、兄弟姉妹は父母を共同始祖としているから傍系血族である。
- ⑤ 父母や祖父母など自分より前の世代の者を「尊属」といい、子や孫など後の世代の者を「卑属」という。
なお、姻族には、尊属・卑属の区別は法律上規定されていない。

2. 親等

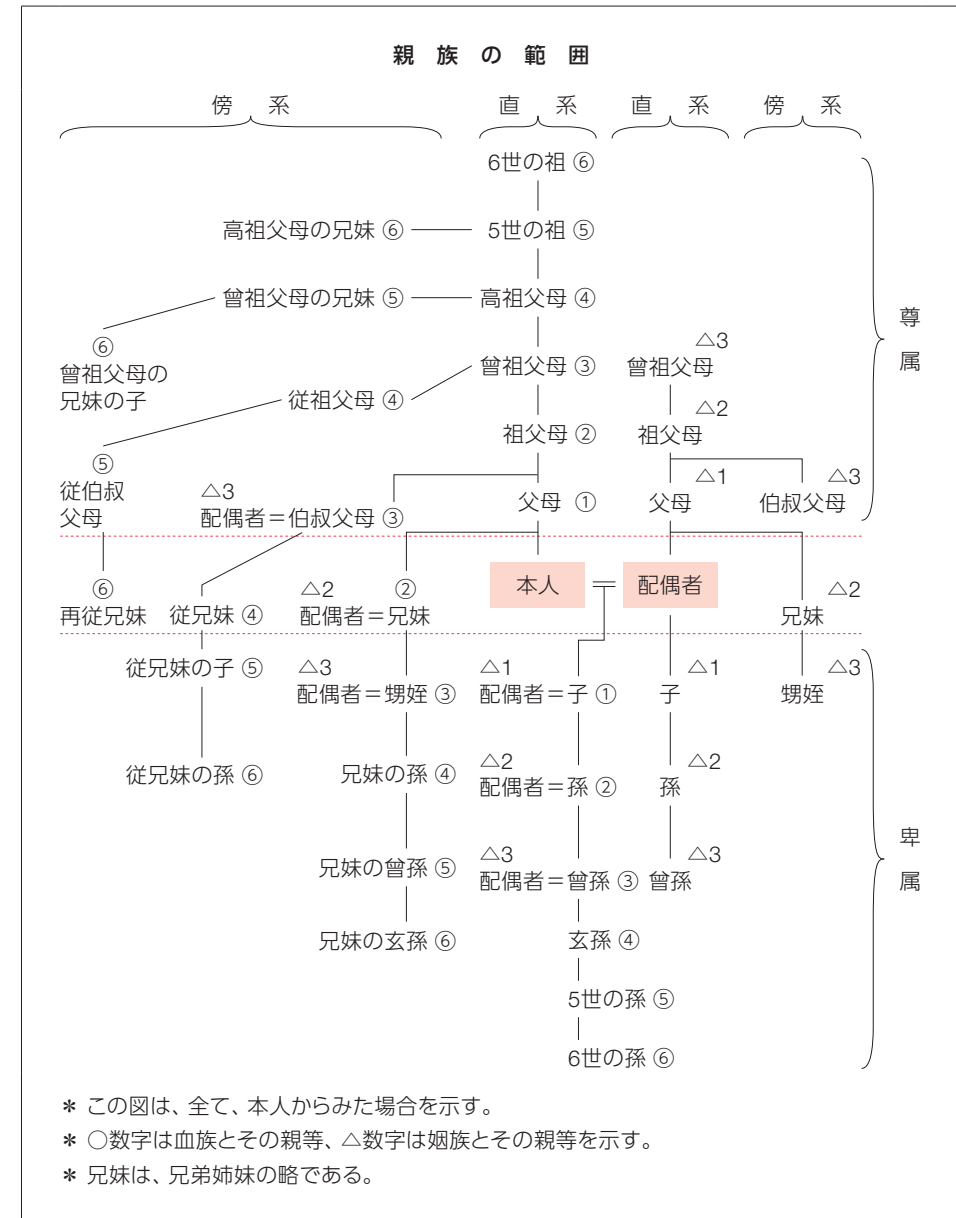
親等とは、親族間の遠近を示す単位である。

直系親族はその間の世数を数えてこれを定め（祖父と孫は2親等）、傍系親族はそれぞれの共同始祖に至る世数を合計してこれを定める。兄弟姉妹は2親等、叔父・叔母と甥・姪とは3親等。

3. 親族の範囲

民法は、6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族を親族として規定している。親族の範囲は次の図のとおりである。

■ 親族の範囲



4. 親族関係の発生

(1) 自然血族関係

自然血族関係は、出生によって発生する。

父母が婚姻中に懐胎された子は、夫の子（嫡出子）として親子関係が当然に発生することが推定される。

一方、夫婦関係にない女性から出生した子(非嫡出子)は、父親が認知しない限り父子関係は発生しない。胎児には血族関係は発生しないが、法律上の効果が民法上個別に定められている(損害賠償請求、胎児の認知、相続権、相続人の規定の受遺者への準用等)。

(2) 法定血族関係

法定血族関係は、養子縁組により発生する。養子と養親との間に嫡出の親子関係が発生するだけでなく、養子と養親の血族との間にも自然血族間と同一の親族関係が生じる。具体的には、養親の子とは兄弟姉妹の関係が、養親の父母とは祖父母・孫との関係が生じる。

養子縁組によって養子と養子の実方の親族との間の血族関係は消滅しない。ただし、特別養子の場合はこちらと異なる。

(3) 配偶者関係と姻族関係

配偶者関係および姻族関係は婚姻により発生する。婚姻により両当事者間に相互に配偶者関係が発生するだけでなく、相手方の血族との間に姻族関係が発生する。

(4) 親族関係の終了

① 自然血族関係

自然血族関係は、死亡により終了する。失踪宣告を受けた者は死亡したものとみなされるので、自然血族関係は終了する。

② 法定血族関係

法定血族関係は離縁および縁組の取り消しにより終了する。この場合、養子と養親の関係だけでなく、養子縁組により生じた血族関係も終了する。さらに、養子縁組後に生まれた養子の子と養親およびその血族との間の血族関係も終了する。

養子縁組の当事者の一方が死亡しても縁組により生じた血族関係は終了しない。血族関係を終了しようとするときは、生存当事者が家庭裁判所の許可を得る必要がある。

③ 配偶者関係

配偶者関係は、一方の死亡・離婚・婚姻の取り消しにより終了する。

④ 姻族関係

姻族関係は、離婚・婚姻の取り消しにより終了する。死亡によって配偶者関係が終了しても、生存している配偶者が姻族関係終了の意思表示をしない限り、姻族関係は終了しない。なお、その意思表示は姻族関係終了届が受理されたとき、効力を生じる。

5. 婚姻

(1) 形式的要件

婚姻は、戸籍法の定めにより、婚姻届を届け出ることによって効力を生じる。婚姻届は、当事者双方および成年の証人2人以上から、口頭または署名した書面で行う必要がある。

(2) 実質的要件

婚姻届がなされても、婚姻成立に必要な実質的要件を満たさない場合、これを受理することができない。実質的要件は次のとおりである。

① 婚姻意思があること

夫婦共同生活を送る実質的な意思が必要である。

② 婚姻適齢

男性は18歳、女性は16歳にならなければ、婚姻することができない。なお、2022年4月1日以降、成年年齢の引き下げに伴い、婚姻適齢は男女ともに18歳となる。

③ 重婚の禁止

配偶者がある者は、重ねて婚姻することはできない。

④ 再婚禁止期間

女性が再婚する場合は、前婚姻の解消または取り消しの日から100日(この期間を再婚禁止期間という)経過した後でなければならない。

しかし、女性が a) 前婚姻の解消または取り消しのときに懐胎していなかった場合、b) 前婚姻の解消または取り消しの後に出生した場合は、この規定は適用されない。

⑤ 近親婚の制限

⑥ 直系姻族間の婚姻禁止

⑦ 養親子関係者間の婚姻禁止

⑧ 未成年の婚姻

未成年者が婚姻するには、父母双方の同意を得なければならない。しかし、父母の一方が同意をしないときは他方の同意だけで足りる。

6. 離婚

(1) 協議上の離婚の成立

夫婦はその協議で離婚することができる。そのためには、次の両方の要件が必要である。

① 形式的要件

協議離婚は離婚届を届け出ることにより効力を生じる。なお、当事者間に未成年の子がある場合には、離婚当事者のうちどちらが親権者となるかを届出に記載しなければならない。

② 実質的要件

特に定めがない。判例は、夫婦の結合を解消する意思までは必要でなく、法律上の婚姻関係を解消する意思(要するに、協議離婚届出の意思)の合致だけで足りる。

(2) 調停・審判による離婚

① 調停離婚

調停離婚とは、家庭裁判所における調停により成立する離婚である。

② 審判離婚

審判離婚とは、調停離婚が成立しない場合、家庭裁判所が相当と認めるときに、一切の事情を考慮して、裁判所の職権で行う離婚である(「調停に代わる審判」)。

(3) 裁判上の離婚

裁判上の離婚とは、家庭裁判所の判決によってなされる離婚である。

なお、離婚訴訟を提起するには、まず最初に離婚調停を申し立てる必要がある(調停前置主義という)。離婚訴訟では次の①～⑤の離婚原因の有無が審理される。

① 配偶者に不貞行為があったとき

② 配偶者から悪意で遺棄されたとき

③ 配偶者の生死が3年以上明らかでないとき

④ 配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき

⑤ その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき